

## SAFE コンソーシアムの仕組みにおける SAFE 推進アドバイザーとしての活動について

厚生労働省では、多様化する職場における労働災害に歯止めをかけるため、全てのステークホルダーが一丸となって安全衛生水準の向上に取り組む機運を醸成すること等を目的として、「従業員の幸せのための Safer Action For Employees (SAFE) コンソーシアム」(以下「SAFE コンソーシアム」といいます。)を展開しています。

### SAFE とは？

従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です。

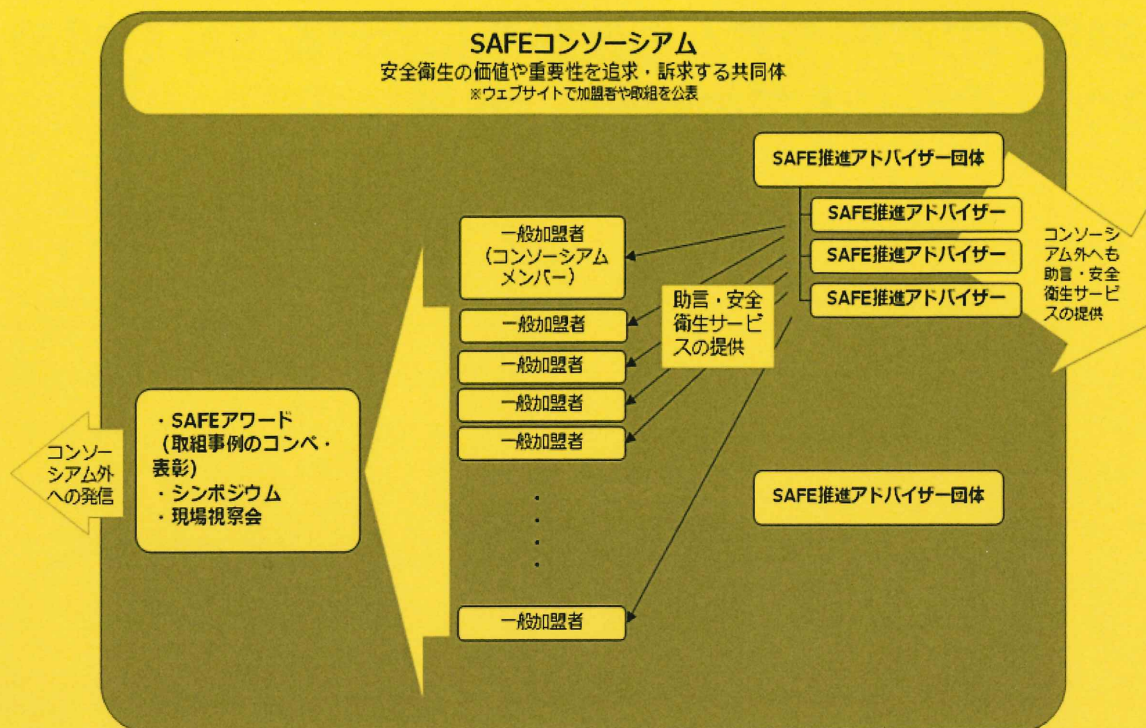
Safer Action For Employees



この SAFE コンソーシアムの仕組みの中に、事業場における安全衛生水準の向上に取り組む団体等が SAFE 推進アドバイザー団体となり、その会員は SAFE 推進アドバイザーの名称を用いて事業場等への助言等を行うことができます。

当会は、このSAFE推進アドバイザー団体として位置づけられましたので、当会からリストアップされた会員は SAFE 推進アドバイザーの名称を使用しての業務が可能となります。





SAFE コンソーシアムの概念図

当面は、厚労省へ提供するリストアップされた会員として、「事業者の求めに応じて、コンサルタントとしての活動が十分にできることを前提」としている「専門事項掲載者名簿」の提供を予定しているところです。

なお、この名簿に未記載で掲載希望の会員は、「会員限定: 専門事項」(下記の URL)の記述に則り、趣旨をご理解の上で、「専門事項記載書」を作成し、本部事務局まで提出してください。また、既に掲載された会員で情報に変更があった場合も変更内容を提出してください。

<https://jashcon.or.jp/membersite/specialist>